

2018年8月25日

京都府保険医協会の会員のみなさま

難病法に係る特定医療費助成制度の改善と、 京都府の福祉医療制度の拡充に関する要請書

会員署名へのご協力をお願い

京都府保険医協会
理事長代行 茨木 和博

18年6月18日付『毎日新聞』、29日付『京都新聞』において報道されたように、難病法に係る特定医療費助成制度について、旧特定疾患治療研究事業対象の患者は実施機関番号「501」の番号が付与され、2017年12月末までの経過的特例とされました。このうち実施機関番号「601」に移行できなかった患者は、18年1月以降、助成制度が適用されなくなりました(軽症高額該当者を除く)。京都・滋賀でも計3,276人が対象外になったと報じられています。難病患者の団体からも「不認定があまりに多い」として、国に対して認定方法の見直しを求めるといった意見を聞いています。

一方、2018年度診療報酬改定では、周産期医療の充実として、初・再診料等に妊婦加算、妊婦に対する時間外加算・深夜加算・休日加算、産科・産婦人科特例が創設されました。社会全体で子どもを産み育てる環境を整えるためには費用負担の面でも充実が図られるべきであり、全国の自治体で徐々に広がりつつある「妊産褥婦医療費助成制度」の創設が求められています。

以上を踏まえて、京都府保険医協会としては会員要請書名運動に取り組み、①難病法に係る特定医療費助成制度(54)について、18年1月から制度対象外となった患者を制度対象に戻すよう、国に対して要請すること、②「①」が実現するまで制度対象外となった患者が、特定医療費助成制度と同様の一部負担金で受診できるよう、福祉医療費制度を新設すること、③妊婦、産婦、褥婦に対する福祉医療費制度を新設すること、④重度心身障害児者医療助成制度、重度心身障害老人健康管理事業の対象を「内部機能の障害」3級まで広げること、⑤子育て支援医療助成事業の入院外医療における自己負担金を就学前まで200円限度にすること—の4点を京都府知事及び京都府内市町村長に対して要請することとしました。

会員のみなさまにおかれましては、裏面の「要請書」の趣旨・項目にご理解いただき、ご署名の上、京都府保険医協会まで **FAX(075-212-0707)**でお送り下さい。

「要請書」は10月中に、京都府知事及び京都府内市町村長に届けます。また、京都府に対しては面談の上、改善を要請したいと考えています。

大変お忙しいこととは存じますが、**9月14日(金)を目途**にご返送をお願い申し上げます。

返信先

京都府保険医協会・保険部会事務局 宛
FAX. **075-212-0707**

京都府知事 西脇 隆俊 様
京都府内 市町村長 様

難病法に係る特定医療費助成制度の改善と、 京都府の福祉医療制度の拡充に関する要請書

難病法に係る特定医療費助成制度(法別番号54)については、従前の特定疾患治療研究事業から移行した患者は実施機関番号「501」の番号が付与され、2017年12月末までの経過的特例とされました。このうち実施機関番号「601」に移行できなかった方は、18年1月以降、助成制度が適用されなくなりました。症状の程度が重症度分類に照らして一定以上でない方(軽症者)は、月毎の医療費総額が33,000円を超える月が直近12か月以内に3か月ある場合は助成制度の対象となりますが、認定に係る期間が長く、患者の負担が過重となっています。また、「臨床調査個人票」作成費も負担になっており、公費負担による軽減が求められています。

一方、2018年度診療報酬改定では、周産期医療の充実として、初・再診料等に妊婦加算、妊婦に対する時間外加算・深夜加算・休日加算、産科・産婦人科特例加算が創設されました。社会全体で子どもを産み育てる環境を整えるためには費用負担の面でも充実が図られるべきであり、全国の自治体で徐々に広がりつつある「妊産褥婦医療費助成制度」の創設が求められています。

その他の京都府独自の福祉医療制度についても、患者から改善を求める声が寄せられています。

以上を踏まえて、貴職に対して下記の内容を実現することを要請します。

記

一、難病法に係る特定医療費助成制度(法別番号54)について、2017年12月末まで旧実施機関番号「501」に該当していたが、2018年1月から制度対象外となった患者を制度対象とするよう、国に対して要請してください。

二、京都府独自の福祉医療制度について、以下の拡充を行ってください。

(1) 上記「一」が実施されるまで、制度対象外となった旧実施機関番号「501」該当患者が、難病法に係る特定医療費助成制度(法別番号54)と同様の一部負担金で受診できるよう、京都府独自の福祉医療制度を新設してください。

また、「臨床調査個人票」作成に関する費用を助成してください。

(2) 妊婦、産婦、褥婦に対する京都府独自の福祉医療制度を新設してください。

(3) 府制度として、重度心身障害児(者)医療助成制度(43)、重度心身障害老人健康事業の対象について、「内部機能の障害」は身体障害者手帳3級の交付を受けた患者まで拡大してください。

(4) 府制度として、子育て支援医療助成制度の入院外医療における自己負担金は中学校卒業まで無料にしてください。すぐに無理な場合であっても、速やかに就学前までの自己負担金を200円限度にしてください。

その他、私の意見

会員氏名 _____ 医療機関名 _____

住 所 〒 _____